

新年会などで飲酒の機会が多くなります。乗るなら飲まない・飲んだら乗らない「飲酒運転」は絶対やめましょう。

住民税が大きく変わります

税源移譲による税率構造の改正

地方自治体が税源を自主的に確保し、より効率的な行政サービスを行えるよう、国税（所得税）から地方税（住民税）へ税源の移譲が行われます。

具体的には、税率が下表のとおり改正され、ほとんどの方は19年分所得税が減り、19年度住民税が増えることとなりますが、この税源移譲による「所得税+住民税」の負担の増減はありません。

しかし、平成19年に定率減税（控除）が廃止されるため、その分負担増となります。

《住民税》19年6月から

現 行		改正後
課税所得	税率	税率
200万円以下	5%	一律 10%
200万円 超 700万円以下	10%	
700万円 超	13%	

《所得税》19年1月から

現 行		改正後	
課税所得	税率	課税所得	税率
330万円以下	10%	195万円以下	5%
		195万円超330万円以下	10%
330万円 超 900万円以下	20%	330万円超695万円以下	20%
		695万円超900万円以下	23%
900万円 超 1,800万円以下	30%	900万円超1,800万円以下	33%
1,800万円 超	37%	1,800万円超	40%

定率減税（控除）の廃止

平成11年度から景気対策のために暫定的な税負担の軽減措置として導入されていた定率減税（控除）が、最近の経済状況を踏まえて廃止されます。

この結果、「所得税+住民税」は増えることとなります。

年 度	控除率（上限額）
17年度	15%（4万円）
18年度	7.5%（2万円）
19年度	廃 止

●負担額の目安（単位：円）

例1：給与所得者 { 夫婦、子2人（子のうち1人は特定扶養）のケース }

給与収入	所得税		住民税		所得税 + 住民税		
	18年分	19年分	18年度	19年度	18年分(度)	19年分(度)	増 減
300万円	0	0	12,300	13,000	12,300	13,000	700
500万円	107,100	59,500	74,300	139,500	181,400	199,000	17,600

例2：年金受給者 { 65歳以上（配偶者は70歳未満）、夫婦2人世帯のケース }

年金収入	所得税		住民税		所得税 + 住民税		
	18年分	19年分	18年度	19年度	18年分(度)	19年分(度)	増 減
225万円	16,300	9,100	5,600	17,900	21,900	27,000	5,100
300万円	79,200	44,000	49,300	97,000	128,500	141,000	12,500

〔詳細〕 課税課市民税係 ☎231-2400 中央区ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/chuo/>